

IV 規 程

(学則・教務に関する諸規程)

札幌保健医療大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 札幌保健医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、専門の学術の理論及び応用を深く研究・教授し、保健医療における有為な人材を養成、社会の発展に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況等について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果について公表する。

2 自己点検・評価に関し必要な事項は別に定める。

3 第1項の自己点検・評価に加え教育研究等の総合的な評価について、学校教育法施行令第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受ける。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第3条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関し必要な事項は、別に定める。

(情報公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報公開する。

2 前項の情報公開に関し必要な事項は別に定める。

第2節 組織

(学部及び学科)

第5条 本学に、次の学部及び学科を置く。

保健医療学部 看護学科
栄養学科

2 学科の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科	100名	400名
	栄養学科	80名	320名

3 大学及び学科の教育上の目的

(1) 大学

本学の教育理念である「人間力教育」を根幹に、「豊かな感性」、「高潔な精神」、「確かな知力」を培い、「他者との共存」ができる人間力を有し、多様化する保健医療の進展と地域のニーズに対応できる実践力を備えるとともに、将来にわたり保健医療の専門性を追求し続ける保健医療専門職者を育成する。

(2) 看護学科

看護学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、看護学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、看護を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する看護専門職者を育成する。

(3) 栄養学科

栄養学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、栄養学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、栄養の管理・指導を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する栄養専門職者を育成する。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の事務を統括し職員を指揮監督するため、事務局長を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 評議会及び教授会

(評議会)

第9条 本学に、評議会を置く。

2 評議会の組織等については、別に定める。

3 評議会は、次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学の管理運営の重要事項に関すること
- (2) 大学の将来構想に関すること
- (3) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること
- (4) 教員の人事計画に関すること
- (5) 教員の採用、退職及び昇任等に関すること
- (6) 学生の入学に関すること
- (7) 学生の奨学金に関すること

4 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 学部に教授会を置く。

2 教授会の組織等については別に定める。

3 教授会は、次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関すること
- (2) 学位の授与に関すること

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる次の各号に掲げる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 教育・研究の基本方針に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学則その他学部運営に関する規程等の制定及び改廃に関すること
- (4) 学生の指導及び賞罰に関すること
- (5) 学生の除籍に関すること
- (6) 学生の奨学金に関すること
- (7) 入学試験要項に関すること

(8) 教員の教育研究業績の審査に関すること

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

(3) 本学の創立記念日

(4) 夏期休業

(5) 冬期休業

(6) 春期休業

2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認める場合は、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第15条 学生は8年を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することの出来る者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) 専修学校の高等課程(修業年限3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第 18 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 19 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 20 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第 21 条 本学は、学部・学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

(授業科目)

第 22 条 授業科目は、基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目及び教職に関する科目とする。

2 各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目に分け、各年次に配当する。

(授業の方法)

第 22 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

(履修の要件)

第 23 条 学部・学科における履修の要件については、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 のとおりとする。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(単位計算方法)

第 24 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義・演習については、15 時間から 30 時間の範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、45 時間の実験・実習又は実技をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 25 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 26 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60 単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第29条 本学学生にして、前2条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第30条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績)

第31条 授業科目の成績評価は、秀(100点~90点以上)・優(90点未満~80点以上)・良(80点未満~70点以上)・可(70点未満~60点以上)・不可(60点未満)の5種をもって表わし、可以上を合格とする。

(その他)

第32条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、別に定める。

第4節 休学・転学・留学・退学・除籍・再入学及び復籍

(休学)

第33条 疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められるものについては、学部長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第15条の在学期間に参入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第35条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第41条に定める在学期間に含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第 15 条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第 34 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (編入学及び再入学)

第 39 条 本学に他大学等から編入学を志願する者又は、やむを得ない理由で本学を退学した者で、その後 2 年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項により、入学を許可された者の既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、学長が決定する。
- 3 第 46 条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。
- 4 編入学及び再入学に関する規程は別に定める。

(転学科)

第 40 条 所属する学科から他学科へ変更することを志願する者があるときは、その学科に欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に転学科を許可することがある。

- 2 転学科に関する規程は、別に定める。

(復籍)

第 41 条 第 38 条第 1 号に該当する事由により除籍された者で、未納の授業料等に相当する金額を納付して復籍を願い出た者に対しては、学長が許可することがある。

- 2 前項により復籍を許可された者に対し必要な事項は、学長が決定する。

第 5 節 卒業及び学位等

(卒業)

第 42 条 本学に 4 年以上在学し、別表 1 及び別表 3 に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 43 条 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

保健医療学部 看護学科 学士 (看護学)
 栄養学科 学士 (栄養学)

(免許及び資格の取得)

第 44 条 看護学科の学生で第 42 条に定める卒業要件を満たした者は、保健師助産師看護師法に基づき、看護師国家試験受験資格を取得する。

- 2 看護学科の学生で保健師国家試験受験資格を希望する者は、第 1 項の規定を満たし、かつ別表 1 に定める保健師に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。
- 3 栄養学科の学生で第 42 条に定める卒業要件を満たした者は、栄養士法並びに同法施行規則に基づき、栄養士免許証が交付され、また管理栄養士国家試験受験資格を取得する。
- 4 栄養学科の学生で第 3 項の規定を満たし、かつ別表 4 に定める栄養教諭養成課程を履修し、免許状授与に必要な単位数を修得した者は、教育職員免許法並びに同法施行規則の規定に基づき、栄養教諭一種免許状が授与される。

第 6 節 賞 罰

(表彰)

第 45 条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 46 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 科目等履修生等

(科目等履修生)

第47条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、各学科等の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として学長が受入を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金及び授業料並びに教職課程履修費等

(納付金)

第48条 入学検定料、入学金及び授業料並びに教職課程履修費及び栄養教育実習費の金額は、別表5及び別表6のとおりとする。

(授業料の納付)

第49条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付することができる。

区 分	納 期
前期 (4月から9月まで)	4月中
後期 (10月から翌年3月まで)	10月中

(復学の場合の授業料)

第50条 前期又は後期中途において、復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(前期で卒業する場合の授業料)

第51条 前期で卒業する者の授業料は年額の二分の一を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第52条 学期の途中で退学した者、又は停学を命じられた者の該当期分の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第53条 前期又は後期中途で休学を許可され、又は命ぜられた者についての休学期間の授業料は徴収しない。

(納付した授業料等)

第54条 納付した入学検定料、入学金、及び授業料は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

第3章 改正及び細則

(改正)

第55条 本学則の改正は、教授会及び評議会を経て理事長が行う。

(その他)

第56条 学部規程のほか、本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2019 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 23 条第 1 項に規定する別表 4 の保健医療学部栄養学科教職に関する履修要件は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2021 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 23 条第 1 項に規定する別表第 3 については、なお従前の例による。

別表1 保健医療学部看護学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	自由			
基礎教育科目	学習と思考力	学びの理解	1			講義		
		生物学		1		講義		
		化学		1		講義		
		論理的思考	2			講義		
		情報処理	1			演習		
		統計分析法	1			演習		
	小計(6科目)		5	2	0			
	言語と表現力	英語Ⅰ(基礎)	必修科目14単位及び選択科目10単位以上、計24単位以上履修	1			演習	
		英語Ⅱ(会話)		1			演習	
		英語Ⅲ(読解)			1		演習	
		英語Ⅳ(総合)			1		演習	
		表現技法Ⅰ(読解・分析)		1			演習	
		表現技法Ⅱ(討議・発表)		1			演習	
	小計(6科目)			4	2	0		
人間と社会	心理学			2			講義	
	倫理学			1			講義	
	現代社会論			2			講義	
	生態学				1		講義	
	生活環境論				2		講義	
	教育学				1		講義	
	文学と人間				1		講義	
	スポーツ科学と運動			1		演習		
	法と人権			2		講義		
	地域社会文化論			2		講義		
	国際社会論			1		講義		
	社会貢献と活動			1		演習		
小計(12科目)		5	12	0				
基礎教育 計			14	16	0			
専門基礎科目	個人と健康	形態機能学Ⅰ	2			講義		
		形態機能学Ⅱ	2			講義		
		感染免疫学	2			講義		
		病態学	2			講義		
		薬理学	2			講義		
		栄養代謝学	2			講義		
		生涯発達論	1			講義		
		臨床心理学	1			講義		
		疾病治療論Ⅰ	2			講義		
		疾病治療論Ⅱ	2			講義		
	小計(10科目)		18	0	0			
	社会と健康	環境保健論		1			講義	
		社会福祉論		2			講義	※
		疫学			2		講義	※
保健医療福祉行政論Ⅰ			1			講義	※	
保健医療福祉行政論Ⅱ			2		講義	※		
保健統計学Ⅰ		1			演習			
保健統計学Ⅱ			1		演習			
生命倫理			1		講義			
小計(8科目)		5	6	0				
専門基礎科目 計			23	6	0			
専門科目	看護の基本	看護学概論	2			講義		
		看護技術総論	1			演習		
		援助関係論	1			演習		
		看護技術論Ⅰ	2			演習		
		看護技術論Ⅱ	2			演習		
		看護技術論Ⅲ	1			演習		
		健康教育論	2			講義		
		地域保健医療看護論	1			演習		
		看護倫理	1			講義		
		看護理論	1			講義		
		看護基礎実習Ⅰ	1			実習		
		看護基礎実習Ⅱ	2			実習		
		小計(12科目)		17	0	0		

専門科目	人間の発達段階と看護活動	成人看護学概論	1			講義	
		成人看護活動論Ⅰ	2			講義	
		成人看護活動論Ⅱ	1			演習	
		成人看護活動論Ⅲ	1			講義	
		成人看護実習Ⅰ	3			実習	
		成人看護実習Ⅱ	3			実習	
		小計(6科目)	11	0	0		
		高齢者看護学概論	1			講義	
		高齢者看護活動論Ⅰ	1			演習	
		高齢者看護活動論Ⅱ	1			講義	
	高齢者看護実習	4			実習		
	小計(4科目)	7	0	0			
	小児看護学概論	2			講義		
	小児看護活動論Ⅰ	1			演習		
	小児看護活動論Ⅱ	1			講義		
	小児看護実習	2			実習		
	小計(4科目)	6	0	0			
	母性看護学概論	2			講義		
	母性看護活動論Ⅰ	1			演習		
	母性看護活動論Ⅱ	1			講義		
	母性看護実習	2			実習		
小計(4科目)	6	0	0				
精神看護学概論	2			講義			
精神看護活動論Ⅰ	1			演習			
精神看護活動論Ⅱ	1			講義			
精神看護実習	2			実習			
小計(4科目)	6	0	0				
看護の統合と探究	在宅看護論Ⅰ	2			講義		
	在宅看護論Ⅱ	1			演習		
	医療安全論	2			講義		
	看護学研究法	2			講義		
	看護課題研究	2			演習		
	リハビリテーション看護論		2		講義		
	がん看護論		2		講義	※	
	クリティカル看護論		2		講義	※	
	慢性看護論		2		講義	※	
	終末期看護論		1		講義	※	
	家族看護論		1		講義	※	
	国際看護論		1		講義	※	
	看護管理論		1		講義	※	
	看護教育論		1		講義	※	
	在宅看護実習	2			実習		
	看護総合実習	2			実習		
	実践総合演習	1			演習		
小計(17科目)	14	13	0				
専門科目 計		67	13	0			
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論		1		講義	※	
	公衆衛生看護活動論Ⅰ		2		講義	※	
	公衆衛生看護活動論Ⅱ		2		演習	※	
	公衆衛生看護活動論Ⅲ		1		講義	※	
	公衆衛生看護管理論		1		講義	※	
	公衆衛生看護実習Ⅰ		2		実習	※	
	公衆衛生看護実習Ⅱ		2		実習	※	
	公衆衛生看護実習Ⅲ		1		実習	※	
小計(8科目)	0	12	0				
合計(101科目)		104	47	0			

※印は保健師国家試験受験資格取得希望者のうち選抜された履修許可者のみ必修

別表2 保健医療学部看護学科養護教諭二種免許取得に必要な科目

授業科目の名称	単位数			授業形態	備考
	必修	選択	自由		
情報管理論		1		講義	
スポーツ理論		1		講義	

別表3 保健医療学部栄養学科教育課程

科目区分	授業科目の名称	卒業要件	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	自由			
基礎教育科目	学習と思考力		1			講義	※	
			2			講義		
			1			演習		
			1			演習		
			1			演習		
			1			講義		
			2	1		講義		
	小計(7科目)			8	1	0	—	
	言語と表現力		必修科目 17 単位及び選択科目 9 単位以上、計 26 単位以上修得	1			演習	
				1			演習	
					1		演習	
					1		演習	
				1			演習	
小計(6科目)			4	2	0	—		
人間と社会			2			講義	※ ※ ※	
			1			講義		
				1		講義		
				1		演習		
				1		講義		
				2		講義		
				1		演習		
			2			講義		
				1		講義		
				2		講義		
小計(13科目)			5	13	0	—		
基礎教育科目 計			17	16	0	—		
専門基礎科目	社会・環境と健康		1	1		講義		
				1		講義		
				1		講義		
				2		講義		
			2			講義		
			2			講義		
			1			実習		
			1			講義		
			小計(9科目)			7		5
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち		必修科目 40 単位及び選択科目 4 単位以上、計 44 単位以上修得	2			講義	
				2			講義	
				1			実習	
				1			実習	
2				2		講義		
2						講義		
1			実験					
2			講義					
2			講義					
1			実験					
2			講義					
小計(13科目)			20	2	0	—		
食べ物と健康			2			講義		
			2			講義		
				2		講義		
			1			実験		
			1	2		講義		

専門基礎科目	食べ物と健康	食品衛生学	2			講義	
		食品衛生学実験	1			実験	
		調理学	2			講義	
		調理学実習Ⅰ	1			実習	
		調理学実習Ⅱ	1			実習	
		小計(11科目)	13	4	0	—	
専門基礎教育科目 計			40	11	0	—	
専門科目	管理栄養士論	管理栄養士論	1			講義	
		管理栄養士総合演習	1			演習	
		小計(2科目)	2	0	0	—	
	基礎栄養学	基礎栄養学	2			講義	
		基礎栄養学実験	1			実験	
		小計(2科目)	3	0	0	—	
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2			講義	
		応用栄養学Ⅱ	2			講義	
		応用栄養学Ⅲ	2			講義	
		応用栄養学実習	1			実習	
		免疫と栄養		1		講義	
		スポーツ栄養学総論		1		講義	
		スポーツ栄養学(基礎)		1		講義	
		スポーツ栄養学(応用)		1		講義	
		スポーツ栄養学演習		1		演習	
	小計(9科目)	7	5	0	—		
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2			講義	
		栄養教育論Ⅱ	2			講義	
		栄養教育論Ⅲ	2			講義	
		栄養教育論実習	1			実習	
栄養カウンセリング演習			1		演習		
食生活論			2		講義	※	
食育指導論			2		講義	※	
食育農場演習			1		演習		
食育実践演習			1		演習		
小計(9科目)	7	7	0	—			
臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2			講義		
	臨床栄養学Ⅱ	2			講義		
	臨床栄養学Ⅲ	2			講義		
	臨床栄養学Ⅳ	2			講義		
	臨床栄養学実習Ⅰ	1			実習		
	臨床栄養学実習Ⅱ	1			実習		
	臨床栄養学実習Ⅲ	1			実習		
	栄養サポートチーム論		1		演習		
小計(8科目)	11	1	0	—			
公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2			講義		
	公衆栄養学Ⅱ	2			講義		
	公衆栄養学実習Ⅰ	1			実習		
	地域栄養活動演習		1		演習		
小計(4科目)	5	1	0	—			
給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2			講義		
	給食経営管理論Ⅱ	2			講義		
	給食経営管理論実習Ⅰ	1			実習		
	小計(3科目)	5	0	0	—		
総合演習	総合演習Ⅰ	1			演習		
	総合演習Ⅱ	1			演習		
	小計(2科目)	2	0	0	—		
統合科目	英語文献講読演習		1		演習		
	卒業研究		2		演習		
	地域連携ケア論Ⅰ	1			講義		
	地域連携ケア論Ⅱ	1			講義		
	地域連携ケア論Ⅲ	1			講義		
	地域連携ケア論Ⅳ	1			講義		
小計(6科目)	4	3	0	—			
臨地実習	給食経営管理論実習Ⅱ	1			実習		
	給食経営管理論実習Ⅲ		1		実習		
	公衆栄養学実習Ⅱ		1		実習		
	臨床栄養学実習Ⅳ	2			実習		
	臨床栄養学実習Ⅴ		2		実習		
	小計(5科目)	3	4	0	—		
専門科目 計			49	21	0	—	
合計(109科目)			106	48	0	—	

※印は栄養教諭一種免許状授与に必要な科目

別表4 保健医療学部栄養学科教職に関する科目

授業科目の名称	単位数			授業形態	備考
	必修	選択	自由		
教職概論			2	講義	
教育原理			1	講義	
教育制度論			1	講義	
教育心理学			2	講義	
特別支援教育概論			1	講義	
教育課程論			1	講義	
道德教育論			1	講義	
特別活動・総合的学習指導論			1	講義	
教育方法論			1	講義	
生徒指導論			1	講義	
教育相談論			2	講義	
栄養教育実習事前・事後指導			1	実習	
栄養教育実習			1	実習	
教職実践演習			2	演習	

別表5 保健医療学部看護学科及び栄養学科入学検定料、入学金及び授業料

① 入学検定料 (単位：円)

試験区分	金額
学校推薦型選抜入学・一般選抜入学・総合型選抜入学・編入学	30,000
社会人入学	30,000
大学入試センター利用入学	10,000

② 入学金及び授業料 (単位：円)

項目	学科	金額	備考
入学金	両学科共通	300,000	入学時のみ
授業料	看護学科	1,500,000	2期分納可
	栄養学科	1,050,000	

別表6 保健医療学部栄養学科教職課程履修費及び栄養教育実習費

(単位：円)

項目	金額	納入区分	納入時期
教職課程履修費	20,000	1年次以降	前期授業料納入時
栄養教育実習費	10,000	4年次	同上

札幌保健医療大学保健医療学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第32条の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法などに関して必要な事項を定めるものとする。

(科目及び単位数)

第2条 保健医療学部（以下「本学部」という。）における科目は、学則第22条に規定する「基礎教育科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」とする。それぞれの科目の単位数、必修・選択科目については、学則別表1及び別表3のとおりとする。

(卒業に必要な単位数)

第3条 本学部において卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。（計124単位以上）

(1) 看護学科

科目区分	必修単位	選択単位
基礎教育科目	14 単位	10 単位以上
専門基礎科目	23 単位	4 単位以上
専門科目	67 単位	6 単位以上
卒業に必要な単位数	104 単位	20 単位以上

(2) 栄養学科

科目区分	必修単位	選択単位
基礎教育科目	17 単位	9 単位以上
専門基礎科目	40 単位	4 単位以上
専門科目	49 単位	7 単位以上 ※選択必修1単位含む
卒業に必要な単位数	106 単位	20 単位以上

2 養護教諭二種免許取得申請に必要な学則別表2に掲げる科目の単位数は、卒業に必要な単位数には含まないものとする。

3 栄養教諭一種免許取得に必要な学則別表4に掲げる科目の単位数は、卒業に必要な単位数には含まないものとする。

(授業期間)

第4条 毎学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週以上とする。

(授業方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

(履修登録の方法及び登録時期)

第6条 履修する科目は、指定された期間に所定の様式にて履修登録をしなければならない。

2 後期のみの授業科目についても、原則として、学年初めの指定された期間に登録するものとする。

3 前項に関わらず、次の者については、後期の指定された期間に履修登録することができる。

(1) 前期に休学し、後期に復学する者

(2) 学則第 36 条により留学した者で、後期に本学における履修を再開する者

(3) 前期末で卒業を目指した者が、学則第 42 条の規定を満たすことができず、後期に履修する者

4 履修登録の訂正は、各期確認訂正期間に限り認めるものとする。

(休学及び退学による履修登録の取扱い)

第 7 条 履修登録後の各学期途中で休学又は退学した場合は、その開講学期に履修登録したすべての科目を評定不能の取扱いとする。

(科目の履修制限)

第 8 条 次に該当する場合、その科目の履修を認めない。

(1) 既に単位を修得した科目

(2) 授業時間が重複する科目

(3) 休学中の場合

(4) 在籍する学年より上級学年に配当されている科目

(5) 学費未納の場合

(履修登録単位数の上限)

第 9 条 学則第 23 条第 2 項の規定に基づく卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を看護学科は 40 単位、栄養学科は 48 単位とする。ただし、編入学をした者については、この限りではない。

2 養護教諭二種免許取得申請に必要となる学則別表 2 に掲げる科目の単位数は、前項の履修登録単位数の上限、看護学科の 40 単位には含まないものとする。

3 栄養教諭一種免許取得に必要となる学則別表 4 に掲げる科目の単位数は、第 1 項の履修登録単位数の上限、栄養学科の 48 単位には含まないものとする。

4 再履修する科目の単位数は、第 1 項の履修登録単位数の上限、看護学科の 40 単位、栄養学科の 48 単位には含まないものとする。

(大学が認める特段の理由による欠席の取扱い)

第 10 条 大学が認める特段の理由による欠席とは、次表の欠席事由に該当し、かつ必要な手続きを行った者について、補講等の配慮を受けることができる欠席のことをいい、欠席を許可する日数は、次表のとおりとする。

欠席事由	提出期限	必要添付書類等	許可日数
災害、公共交通機関の障害	授業の場合は、原則 5 日以内、試験の場合は、指定された日時までに、欠席届を提出	・被災（罹災）証明書 ・事故証明書 ・遅延証明書	当該日のみ
忌引き		・会葬礼状のはがき等 ・保証人による証明書（要押印）	・配偶者 7 日以内 ・一親等（父母、子）7 日以内 ・二親等（祖父母、兄弟姉妹） 3 日以内

感染症等による出席停止（感染症とその出席停止期間は、別に定める。）		・医師の診断書 ・登校許可証明書（感染症用）等	医師の診断書により出席停止を必要とされた期間に限る。
その他教務委員会が認めた事由		欠席事由を証明できる書類等	欠席事由を証明できる書類等から判断できる期間にかぎる

（天候による休講措置）

第 11 条 天候による非常事態に伴う学生の休講措置の条件については、別に定める。

（先修条件）

第 12 条 履修に必要な条件として、あらかじめ単位を修得しておかなければならない科目を別に定める。

（試験）

第 13 条 履修した科目については、試験を行う。試験の詳細は、札幌保健医療大学試験規程に定める。

2 次の各号の一つに該当する者は、受験資格を有しないため、「失格」の取扱いとする。

（1）授業料その他納付金が未納の者

（2）授業出席時間数が、その授業実施時間数の 3 分の 2 未満の者

（成績評語）

第 14 条 単位は、学則第 25 条に基づいて授与され、その成績評語は「秀（S）・優（A）・良（B）・可（C）・不可（D）」の 5 種をもって表示するものとする。

2 失格科目は「失格（P）」、単位認定科目は「認定（N）」、評定不能科目は「評定不能（W）」と表示するものとする。

（進級要件）

第 15 条 進級要件は、別に定める。

（看護師国家試験受験資格の取得）

第 16 条 看護師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、看護学科の課程を履修し、卒業に必要な単位（124 単位）を修得しなければならない。

（保健師国家試験受験資格の取得）

第 17 条 保健師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数の他に、公衆衛生看護学科目の全て（12 単位）を修得すること。なお、専門基礎科目及び専門科目の選択科目のうち、「疫学」「保健医療福祉行政論Ⅱ」「保健統計学Ⅱ」「慢性看護論」「家族看護論」「国際看護論」の単位は必ず修得することとし、合計 137 単位以上を修得しなければならない。

2 保健師国家試験受験資格取得のための履修希望者は、公衆衛生看護学履修生審査会で審査し、教授会にて学長が決定する。履修希望者は、次の各号の基準をすべて満たしていなければ申請することができない。

（1）保健師への興味・関心及び学習意欲が認められること。

（2）2 年次までの必修科目の全ての単位を修得していること。

（3）2 年次までの専門科目（必修）の全科目成績評価において GPA が原則として 2.5 以上であること。

(4) 学業生活全般に安定し、成業の見込みがあること。

(養護教諭二種免許の取得)

第18条 養護教諭二種免許を取得しようとする者は、保健師国家試験に合格し、保健師免許を取得していなければならない。

2 保健師国家試験受験資格に必要な科目のほかに養護教諭免許取得の申請に必要な科目のすべて

(「法と人権」「スポーツ科学と運動」「スポーツ理論」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「情報処理」「情報管理理論」)を修得していなければならない。

(栄養士の取得)

第19条 栄養士の資格を取得しようとする者は、本学が別表1に定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。

(管理栄養士国家試験受験資格の取得)

第20条 管理栄養士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、本学が別表2に定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。

(栄養教諭一種免許状の取得)

第21条 栄養教諭一種免許状の取得に関する規程は別に定める。

(食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格の取得)

第22条 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得しようとする者は、学則の定める栄養学科の卒業に必要な科目の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の中には「有機化学」の2単位を含まなければならない。

(単位認定の時期)

第23条 単位認定の時期は各開講学期末とする。したがって、単位認定の時期に在学していない者の単位認定は行わない。

2 各学期途中で休学又は退学した場合は、その開講学期に履修登録したすべての科目を評定不能の取扱いとする。

(卒業の認定)

第24条 学則第42条の規定に基づき、大学に4年以上在学し、所定の科目を履修し、看護学科においては124単位以上、栄養学科においては126単位以上を修得した者については、教授会を経て、学長が卒業を認定する。

2 学生の卒業時期は、学期末あるいは学年末とする。

(補則)

第25条 この規程に定めるほか、履修に関して必要な事項は、教授会を経て学長が別に定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 2021 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 3 条第 1 項第 2 号、第 9 条第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項、第 19 条、第 20 条及び第 24 条については、なお従前の例による。

授業科目及び単位数

(保健医療学部栄養学科)

教育内容	授業科目の名称	単位数		授業形態	備考
		講義・演習	実験・実習		
社会生活と健康	人間関係論	1		講義	
	公衆衛生学	2		講義	
	保健医療福祉行政論	1		講義	
	小計(3科目)	4	0		
人体の構造と機能	形態機能学Ⅰ	2		講義	
	形態機能学Ⅱ	2		講義	
	形態機能学実習Ⅰ		1	実習	
	形態機能学実習Ⅱ		1	実習	
	病理学	2		講義	
	生化学Ⅰ	2		講義	
	生化学Ⅱ	2		講義	
	生化学実験		1	実習	
	病態診療学Ⅰ	2		講義	
	病態診療学Ⅱ	2		講義	
小計(10科目)	14	3			
食品と衛生	食品科学Ⅰ	2		講義	
	食品科学Ⅱ	2		講義	
	食品科学実験Ⅰ		1	実験	
	食品科学実験Ⅱ		1	実験	
	食品衛生学	2		講義	
	食品衛生学実験		1	実験	
小計(6科目)	6	3			
栄養と健康	基礎栄養学	2		講義	
	基礎栄養学実験		1	実験	
	応用栄養学Ⅰ	2		講義	
	応用栄養学Ⅱ	2		講義	
	応用栄養学Ⅲ	2		講義	
	応用栄養学実習		1	実習	
	臨床栄養学Ⅰ	2		講義	
	臨床栄養学Ⅱ	2		講義	
	臨床栄養学実習Ⅰ		1	実習	
	臨床栄養学実習Ⅱ		1	実習	
小計(10科目)	12	4			
栄養の指導	栄養教育論Ⅰ	2		講義	
	栄養教育論実習		1	実習	
	公衆栄養学Ⅰ	2		講義	
	公衆栄養学Ⅱ	2		講義	
	公衆栄養学実習Ⅰ		1	実習	
小計(5科目)	6	2			

授業科目及び単位数

(保健医療学部栄養学科)

教育内容	授業科目の名称	単位数		授業形態	備考
		講義・演習	実験・実習		
給食の運営	調理学	2		講義	
	調理学実習 I		1	実習	
	調理学実習 II		1	実習	
	給食経営管理論 I	2		講義	
	給食経営管理論 II	2		講義	
	給食経営管理論実習 I		1	実習	
	給食経営管理論実習 II		1	実習	
	小計(7科目)	6	4		
合計(41科目)		48	16		

授業科目及び単位数

(保健医療学部栄養学科)

教育内容	授業科目の名称	単位数			授業形態	備考
		講義・演習	実験・実習	自由		
専門基礎分野	社会・環境と健康	人間関係論	1			講義
		健康管理概論	2			講義
		公衆衛生学	2			講義
		公衆衛生学実習		1		実習
		保健医療福祉行政論	1			講義
		小計(5科目)	6	1	0	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	形態機能学Ⅰ	2			講義
		形態機能学Ⅱ	2			講義
		形態機能学実習Ⅰ		1		実習
		形態機能学実習Ⅱ		1		実習
		病理学	2			講義
		微生物学	2			講義
		微生物学実験		1		実習
		生化学Ⅰ	2			講義
		生化学Ⅱ	2			講義
		生化学実験		1		実習
		病態診療学Ⅰ	2			講義
	病態診療学Ⅱ	2			講義	
		小計(12科目)	16	4	0	
	食べ物と健康	食品科学Ⅰ	2			講義
		食品科学Ⅱ	2			講義
		食品科学実験Ⅰ		1		実験
		食品科学実験Ⅱ		1		実験
		食品衛生学	2			講義
		食品衛生学実験		1		実験
		調理学	2			講義
		調理学実習Ⅰ		1		実習
調理学実習Ⅱ			1		実習	
	小計(9科目)	8	5	0		
専門基礎分野 合計(26科目)		30	10	0		
専門分野	基礎栄養学	基礎栄養学	2			講義
		基礎栄養学実験		1		実験
		小計(2科目)	2	1	0	
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2			講義
		応用栄養学Ⅱ	2			講義
		応用栄養学Ⅲ	2			講義
		応用栄養学実習		1		実習
	小計(4科目)	6	1	0		

授業科目及び単位数

(保健医療学部栄養学科)

教育内容	授業科目の名称	単位数			授業形態	備考
		講義・演習	実験・実習	自由		
専門分野	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2			講義
		栄養教育論Ⅱ	2			講義
		栄養教育論Ⅲ	2			講義
		栄養教育論実習		1		実習
		小計(4科目)	6	1	0	
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2			講義
		臨床栄養学Ⅱ	2			講義
		臨床栄養学Ⅲ	2			講義
		臨床栄養学Ⅳ	2			講義
		臨床栄養学実習Ⅰ		1		実習
		臨床栄養学実習Ⅱ		1		実習
		臨床栄養学実習Ⅲ		1		実習
	小計(7科目)	8	3	0		
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2			講義
		公衆栄養学Ⅱ	2			講義
		公衆栄養学実習Ⅰ		1		実習
		小計(3科目)	4	1	0	
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2			講義
		給食経営管理論Ⅱ	2			講義
		給食経営管理論実習Ⅰ		1		実習
		小計(3科目)	4	1	0	
	総合演習	総合演習Ⅰ	1			演習
		総合演習Ⅱ	1			演習
		小計(2科目)	2	0	0	
	臨地実習	給食経営管理論実習Ⅱ◆		1		実習
		給食経営管理論実習Ⅲ※		1		実習
		公衆栄養学実習Ⅱ※		2		実習
		臨床栄養学実習Ⅳ		2		実習
		小計(4科目)	0	4	0	
専門分野 合計(29科目)		32	12			
合計(55科目)		62	22			

◆給食の運営に係る校外実習

※は選択必修科目である。

札幌保健医療大学保健医療学部履修に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第32条及び札幌保健医療大学保健医療学部履修規程（以下「履修規程」という。）第12条に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修などに関して必要な事項を定めるものとする。

(先修条件)

第2条 各臨地実習に係る科目についての履修に必要な条件は、次のとおりとする。

(1) 看護学科

① 平成25年度及び平成26年度入学生については、次表のとおりとする。

科 目	先修条件
看護基礎実習Ⅱ	看護基礎実習Ⅰ及び看護学概論、看護技術総論、看護技術論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
成人看護実習Ⅰ	看護基礎実習Ⅱ、3年次前期までに開講している成人看護学の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
成人看護実習Ⅱ	
高齢者看護実習	看護基礎実習Ⅱ、3年次前期までに開講している高齢者看護学の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
小児看護実習	看護基礎実習Ⅱ、3年次前期までに開講している小児看護学の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
母性看護実習	看護基礎実習Ⅱ、3年次前期までに開講している母性看護学の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
精神看護実習	4年次前期までに開講している精神看護学の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
在宅看護実習	4年次前期までに開講している在宅看護論の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
看護総合実習	成人看護実習、高齢者看護実習、小児看護実習、母性看護実習の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
公衆衛生看護実習Ⅰ	精神看護実習、在宅看護実習、看護総合実習及び4年次前期までに開講している公衆衛生看護学の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
公衆衛生看護実習Ⅱ	
公衆衛生看護実習Ⅲ	

② 平成27年度以降入学生については、次表のとおりとする。

科 目	先修条件
看護基礎実習Ⅱ	2年次前期までに開講している専門基礎科目の必修科目すべての単位を修得していること。看護基礎実習Ⅰ及び看護学概論、看護技術総論、看護技術論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、援助関係論の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
成人看護実習Ⅰ	2年次までに開講している専門基礎科目及び専門科目の必修科目すべての単位を修得していること。3年次前期に開講している成人看護活動論Ⅲの単位を修得、若しくは修得見込みであること。
成人看護実習Ⅱ	

高齢者看護実習	2年次までに開講している専門基礎科目及び専門科目の必修科目すべての単位を修得していること。3年次前期に開講している高齢者看護活動論Ⅱの単位を修得、若しくは修得見込みであること。
小児看護実習	2年次までに開講している専門基礎科目及び専門科目の必修科目すべての単位を修得していること。3年次前期に開講している小児看護活動論Ⅱの単位を修得、若しくは修得見込みであること。
母性看護実習	2年次までに開講している専門基礎科目及び専門科目の必修科目すべての単位を修得していること。3年次前期に開講している母性看護活動論Ⅱの単位を修得、若しくは修得見込みであること。
精神看護実習	4年次前期までに開講している精神看護学の科目（精神看護学概論、精神看護活動論Ⅰ、精神看護活動論Ⅱ）すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
在宅看護実習	3年次の臨地実習すべての単位を修得見込みであること。4年次前期までに開講している在宅看護論の科目（在宅看護論Ⅰ、在宅看護論Ⅱ）すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
看護総合実習	成人看護実習、高齢者看護実習、小児看護実習、母性看護実習の科目すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
公衆衛生看護実習Ⅰ	精神看護実習、在宅看護実習、看護総合実習及び4年次前期までに開講している公衆衛生看護学の科目（公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、公衆衛生看護管理論）すべての単位を修得、若しくは修得見込みであること。
公衆衛生看護実習Ⅱ	
公衆衛生看護実習Ⅲ	

（２）栄養学科

各臨地実習に係る科目の履修については、次表の先修条件となっている科目の単位を修得していなければならない。

科 目	先修条件（単位を修得していなければならない科目）
給食経営管理論実習Ⅱ	給食経営管理論Ⅰ
	給食経営管理論Ⅱ
	給食経営管理論実習Ⅰ
公衆栄養学実習Ⅱ	公衆栄養学Ⅰ
	公衆栄養学Ⅱ
	公衆栄養学実習Ⅰ
給食経営管理論実習Ⅲ	給食経営管理論実習Ⅱ
臨床栄養学実習Ⅳ 臨床栄養学実習Ⅴ	臨床栄養学Ⅰ
	臨床栄養学Ⅱ
	臨床栄養学実習Ⅰ
	臨床栄養学Ⅲ
	臨床栄養学実習Ⅱ
	給食経営管理論実習Ⅱ

2 前項の科目以外で履修に必要な条件がある科目は、次のとおりとする。

(1) 看護学科の「実践総合演習」の履修は、看護総合実習が不合格又は未履修の場合、履修することができない。

(2) 看護学科のうち、平成 25 年度及び平成 26 年度入学生の「看護課題研究」の履修は、3 年次の領域別実習を 7 単位以上不合格になった場合、当該実習科目の単位修得後でなければ履修することができない。

(3) 看護学科のうち、平成 25 年度及び平成 26 年度入学生の「看護総合実習」の履修は、3 年次の領域別実習を 7 単位以上不合格になった場合、次年度以降履修となる。

(4) 看護学科のうち、平成 27 年度入学生の「看護総合実習」の履修は、3 年次の領域別実習不合格科目と追実習科目を合算して 7 単位以上になった場合、次年度以降となる。

(5) 看護学科のうち、平成 27 年度以降入学生において、下表の科目の履修は、先修条件となっている科目を修得していなければならない。

科 目	先修条件 (単位を修得していなければならない科目)
成人看護活動論 I 成人看護活動論 II	成人看護学概論
成人看護活動論 III	成人看護活動論 I 成人看護活動論 II
高齢者看護活動論 I	高齢者看護学概論
高齢者看護活動論 II	高齢者看護活動論 I
小児看護活動論 I	小児看護学概論
小児看護活動論 II	小児看護活動論 I
母性看護活動論 I	母性看護学概論
母性看護活動論 II	母性看護活動論 I
精神看護活動論 I	精神看護学概論
精神看護活動論 II	精神看護活動論 I
公衆衛生看護活動論 I 公衆衛生看護活動論 II 公衆衛生看護管理論	公衆衛生看護学概論
公衆衛生看護活動論 III	公衆衛生看護活動論 I
	公衆衛生看護活動論 II
	公衆衛生看護管理論
看護課題研究	看護学研究法

(追実習)

第 3 条 臨地実習における追実習とは、「大学が認める特段の理由による欠席」等により、やむを得ず実習を欠席した場合、当該科目を修得するために行う実習をいう。

2 追実習を受けようとする学生は、「授業欠席届」と「欠席理由を明らかにする証明書類」を当該科目の実習終了後 5 日以内に学務課に提出する。

3 前項の所定の手続きにより教務委員会で認められた場合、各科目 1 回限り実習することができる。

- 4 追実習は原則として履修登録した年度内の全実習終了後、実習施設との調整可能な期間に実施する。但し、調整が不可能な場合は次年度に実施する。
- 5 追実習の期間及び日程、内容は当該科目欠席日数および学習状況により決定する。
- 6 単位認定のためには、原則3分の2以上の出席が必要である。
- 7 評価は、通常の単位認定評価と同様とする。

(再実習)

第4条 臨地実習における再実習とは、不合格(60点未満)となった実習科目について当該科目を修得するために行う実習をいう。

- 2 再実習は、履修登録した当該年度内に行うことはできない。
- 3 当該年度内に単位が修得できなかった実習科目は、次年度に再履修登録を行い実習に臨まなければならない。
- 4 単位認定のためには、原則3分の2以上の出席が必要である。
- 5 評価は、通常の単位認定評価と同様とする。

(進級要件)

第5条 進級要件は、次のとおりとする。ただし、看護学科については、平成28年度入学生から適用する。

(1) 看護学科

- ① 2年次に進級するためには、1年以上在学し、1年次に担当されている専門基礎科目及び専門科目の必修科目のすべてを修得しなければならない。
- ② 3年次に進級するためには、2年以上在学し、基礎教育科目の必修科目と選択科目7単位以上、2年次に担当されている専門基礎科目及び専門科目の必修科目のすべてを修得しなければならない。
- ③ 4年次に進級するためには、3年以上在学し、3年次に担当されている必修科目を22単位以上修得していなければならない。

(2) 栄養学科

- ① 2年次に進級するためには、1年以上在学していなければならない。
- ② 3年次に進級するためには、2年以上在学し、基礎教育科目の必修科目17単位以上、選択科目6単位以上、専門基礎科目及び専門科目の必修科目54単位以上を修得していなければならない。
- ③ 4年次に進級するためには、3年以上在学し、専門基礎教育科目及び専門科目77単位以上を修得していなければならない。ただし、編入学をした者については、この限りではない。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年10月25日に一部改正のうえ、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第2号②に定めた条文の適用は、平成29年度入学生からとする。

附 則

この細則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 2021年3月31日以前に入学した学生の第5条第2号②及び③については、なお従前の例による。

札幌保健医療大学教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第44条第4項に基づき、本学における教育職員免許状授与の所要資格を取得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修及び教員免許状取得に関する必要な事項を定める。

(免許状の種類)

第2条 本学において取得できる学科の教育免許状の種類は次の表のとおりとする。

学科	免許状の種類
保健医療学部栄養学科	栄養教諭一種免許状

(科目及び単位数)

第3条 教員免許状を取得しようとする者は、次の表に定める単位を修得しなければならない。

免許状の種類	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	教員免許法施行規則第66条の6に定める科目
栄養教諭一種免許状	4単位	18単位	8単位

2 教職課程の科目及び単位数は、別表第1のとおりである。

(履修の資格)

第4条 栄養学科教職課程の栄養教育実習を履修するためには、教職課程に係る科目のうち3年次までに配当されているすべての必修科目の単位を修得していなければならない。

(栄養教育実習の停止及び取消)

第5条 栄養学科教職課程の栄養教育実習を履修しようとする者が、学業成績、性行及び生活態度等において、栄養教育実習生としての適格性を欠くと認められる場合には、教務委員長は教職課程委員会の議を経て、当該学生の栄養教育実習の停止及び取消しを行うことがある。

(履修登録及び履修費等)

第6条 教職課程を履修する学生は、所定の用紙に履修する授業科目名を記載して履修登録を行わなければならない。

2 栄養学科の教職課程を履修する学生は、学則第48条別表6に定める教職課程履修費及び栄養教育実習費を所定の期限までに納付しなければならない。

3 前項に定める費用を所定の期限までに納付しないときは、教職課程を履修しない又は履修を取りやめたものとみなす。

4 履修登録後における既納の教職課程履修費及び栄養教育実習費の返還は行わない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 2019年3月31日以前に入学した学生の第3条第2項に規定する教職課程の科目及び単位数は、なお従前の例による。

別表第1 栄養教諭一種免許状取得に必要な科目及び単位数（2019年度以降入学生対象）

（保健医療学部 栄養学科）

栄養に係る教育に関する科目（4単位）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		
各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項	4	食生活論	2	
食に関する指導の方法に関する事項		食育指導論	2	

教職に関する科目（18単位）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
				必修	選択
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	1	
	教職の意義及び教育の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	
生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育論	1	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別活動・総合的な学習指導論	1	
	生徒指導の理論及び方法		教育方法論	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導論	1	
			教育相談論	2	
科目に教育に関する実践	栄養教育実習	2	栄養教育実習事前・事後指導	1	
			栄養教育実習	1	
	教職実践演習	2	教職実践演習	2	

教員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位）

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		
科目	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
日本国憲法	2	法と人権	2	
体育	2	スポーツ理論	1	
		スポーツ科学と運動	1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ（基礎）	1	
		英語Ⅱ（会話）	1	
情報機器の操作	2	情報処理	1	
		情報リテラシー	1	

別表第1 栄養教諭一種免許状取得に必要な科目及び単位数（2018年度以前入学生対象）

（保健医療学部 栄養学科）

栄養に係る教育に関する科目（4単位）

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目		
各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 	4	食生活論	2	
		食育指導論	2	
<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の方法に関する事項 				

教職に関する科目（18単位）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
				必修	選択
関する教職の意義等に 科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	2	教職概論	2	
る教育の基礎理論に 科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	4	教育原理	1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 		教育心理学	2	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		教育制度論	1	
する教育課程に 科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	4	教育課程論	1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳及び特別活動に関する内容 		道徳教育論	1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 		特別活動論	1	
育に生徒指導及び 科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	4	生徒指導論	2	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 		教育相談論	2	
栄養教育実習		2	栄養教育実習事前・事後指導	1	
			栄養教育実習	1	
教職実践演習		2	教職実践演習	2	

教員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位）

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		
科目	単位数	授業科目	単位数及び教職における必修・選択の別	
			必修	選択
日本国憲法	2	法と人権	2	
体育	2	スポーツ理論	1	
		スポーツ科学と運動	1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ（基礎）	1	
		英語Ⅱ（会話）	1	
情報機器の操作	2	情報処理	1	
		情報リテラシー	1	

札幌保健医療大学試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学保健医療学部履修規程第13条の規定に基づき実施する試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(受験資格)

第2条 学生は、各学期に履修登録した授業科目（以下「科目」という。）についてのみ、受験することができる。

2 次の各号の一つに該当する者は、受験資格を有しない。

(1) 授業料その他納付金が未納の者

(2) 授業出席時間数が、その授業実施時間数の3分の2未満の者

(受験資格の喪失)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該科目の受験資格を失う。

(1) 学生証を携帯していない者

(2) 試験開始後20分を超えて遅刻した者

(3) 試験監督者の指示に従わない者

(4) 試験において不正行為を行った者

(5) 追試験・再試験についての必要な手続きを終了していない者

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に該当する者に対しては、当該科目の試験のみに有効とする仮学生証による受験を認める。仮学生証の交付を受けようとする者は、速やかに学務課において手続きを行うこととする。

(試験の種類)

第4条 試験の種類は、「定期試験」、「追試験」及び「再試験」とする。

2 「定期試験」は、指定された期間の学期末に行う。ただし、科目責任者が必要と認める場合には、適宜行うことができる。なお、手続き及び実施は、科目責任者の責任下で行う。

3 「追試験」は、定期試験を大学が認める特段の理由又は、やむを得ない事由により試験を受験できなかった者で、かつ必要な手続きを行った者に対して行う。追試験は、原則として有料とし、各科目1回限りとする。なお、追試験の受験許可は、教務委員会で審議のうえ、認められる。

4 「再試験」は、定期試験等又は追試験において不合格となり、必要な手続きを行った者に対して行う。再試験は、有料とし、原則として各科目1回限りとする。ただし、定期試験（定期試験に相当する試験を含む）又は、追試験を受験しなかった者は、再試験の手続きを行うことができない。

(試験方法)

第5条 試験は、筆記、口述、レポート、実技等の方法により行う。

(試験時間)

第6条 試験時間は、原則として60分とする。

(試験監督)

第7条 試験監督は、複数体制とする。原則として、当該科目の担当教員が試験監督主任となる。

2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する義務とこれに伴う権限を有する。

(成績評価)

第8条 学則第31条に基づき、次のとおり成績評価を行う。成績評価は、秀（100点～90点以上・優（90点未満～80点以上）・良（80点未満～70点以上）・可（70点未満～60点以上）・不可（60点未満）の5種類をもって表わし、可以上を合格とする。

2 追試験の成績評価は、定期試験と同様の取扱いとする。ただし、再試験の場合は成績評価の上限を可（60点）とする。

（成績通知）

第9条 成績は、各期末に本人・保護者（保証人）等に通知する。

（受験者の義務）

第10条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- （1）試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- （2）試験開始後20分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得ること。
- （3）学生証を机上に提示すること。
- （4）解答に先立って、学籍番号及び氏名を記入すること。
- （5）試験開始後、30分経過するまでは、退出を認めない。
- （6）配付された答案用紙は、必ず提出すること。
- （7）試験場においては、物品の貸借をしないこと。

（不正行為者の取り扱い）

第11条 受験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者は、当該学期の履修科目のすべてを不合格とし、かつ学則第46条の定めるところにより懲戒を行う。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

札幌保健医療大学における成績評価の異議申し立てに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学保健医療学部の学生が履修した授業科目に係る成績評価（以下、「評価」という）に対して、異議申し立てを行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(異議申し立て事由)

第2条 学生は、当該学期に履修した授業科目の評価について疑義のある場合は、具体的理由を付して異議を申し立てることができる。ただし、評価の基準に関する申し立ては認めない。

(評価に関する問い合わせ)

第3条 学生は、評価に対する異議申し立てを行う前に、当該科目の科目責任者に問い合わせを行う。問い合わせの方法は、別紙様式1により学務課を通して行う。

(問い合わせの期限)

第4条 前条に規定する問い合わせは、評価が提示されてから7日以内に行う。

(科目責任者の責務)

第5条 第3条の規定により問い合わせを受けた科目責任者は、原則5日以内に、評価について別紙様式1に必要事項を記入し学務課に提出する。学務課は受領した当該書類を速やかに学生に提示する。

(評価に関する異議申し立て)

第6条 前条に規定する科目責任者からの説明又は回答に対し異議がある場合は、回答を受けてから速やかに別紙様式1により、教務部長に異議申し立てを行う。

2 学生から異議申し立てを受領した場合は、科目責任者に異議申し立て内容の審議を行うことを報告する。

(異議申し立て内容の審議)

第7条 教務部長は、前条に規定する異議申し立てを受けた場合、教務委員会にて評価に関する審議を行う。

2 教務委員会は必要に応じて、科目責任者と当該学生から意見を聞く。

3 教務委員会は評価に関する審議を行い、その結果を教授会に報告する。

(調査結果の通知)

第8条 調査の結果は、異議申し立てを行った学生と科目責任者に次の様式により通知する。

(1) 異議申し立てを行った学生 別紙様式2

(2) 科目責任者 別紙様式3

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附則

この規程は2019年4月1日から施行する。

年 月 日

所 属
学生氏名 様

札幌保健医療大学
教務部長 ○○ ○○

成績評価に関する異議申し立てに対する判断結果について（通知）

○○年○○月○○月付けでなされた成績評価に関する異議申し立てについて、下記の通り判断しましたので通知します。

記

1. 担当教員名、科目名

- ・科目責任者名
- ・科目名

2. 判断結果・理由

- 判断結果・成績評価に関する科目担当教員の説明を妥当であると判断します。
- 成績評価に関する貴殿の申し立てを妥当であると判断します。つきましては科目責任者に成績評価の再考を求め、評価を訂正します。

(理由)

年 月 日

所 属
教員氏名 様

札幌保健医療大学
教務部長 ○○ ○○

成績評価に関する異議申し立てに対する判断結果について（通知）

○○年○○月○○月付けでなされた成績評価に関する異議申し立てについて、下記の通り判断しましたので通知します。

記

1. 担当教員名、科目名

- ・科目責任者名
- ・科目名

2. 判断結果・理由

- 判断結果・成績評価に関する科目責任者の説明を妥当であると判断します。
- 成績評価に関する貴殿の申し立てを妥当であると判断します。つきましては科目責任者に評価の再考を求め、成績を訂正します。

(理由)

札幌保健医療大学既修得単位認定規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）学則第28条の規定に基づき、本学に入学した学生の既修得単位の認定の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 本学に入学した学生で既修得単位の認定を希望する学生は、入学時に次の書類を学務課へ提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書

(2) 学業成績証明書（修得単位の単位数、授業時間数、単位修得・成績を証明できるもの）又は単位修得証明書

(3) 在学時のシラバス（認定を受けようとする授業科目の内容を確認できるもの）

(4) その他既修得単位認定に必要な書類

(申請の時期)

第3条 申請の時期は、本学に入学した年の4月に限るものとする。

(既修得単位の認定基準等)

第4条 認定を受けようとする授業科目及び単位数は、本学における授業科目及び単位数と同等以上と認められるものでなければならない。

2 既修得単位として認定できる授業科目は、原則として本学の基礎教育科目・専門基礎科目に限るものとし、当該科目の単位数の範囲内で行う。

3 認定できる授業科目は、単位を取得後10年以内のものとする。

(認定方法)

第5条 既修得単位の認定は、教授会を経て、学長が決定する。

2 既修得単位の認定の審査は、教務委員会において行なう。その際、必要に応じて授業科目担当教員の意見を求めることができる。

(申請者への通知)

第6条 教務委員長は、既修得単位の認定結果について、既修得単位認定通知書により申請者へ通知する。

(認定申請科目の履修)

第7条 既修得単位の認定を受けようとする学生は、第2条により申請した授業科目の単位が認定されるまでは、その授業科目を履修しなければならない。

2 申請した学生が希望した場合、担当教員が許可すれば認定後も聴講することができる。

(履修科目の登録上限)

第8条 認定した授業科目の単位数は、履修科目の登録上限に算入しない。

(成績の表記)

第9条 認定した授業科目の成績の表記は、「認定」とする。

2 認定した授業科目はGPA算出の対象科目としない。

(修業年限)

第10条 第4条第1項の規定により既修得単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は、行わない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。